

# LPガス(プロパンガス)販売事業者

の皆様へ

千葉県内的一般消費者等の負担を軽減するため

LPガス販売事業者を通じて

**利用料金の値引き支援**を行います。



## 千葉県内でLPガスを使用する一般消費者等

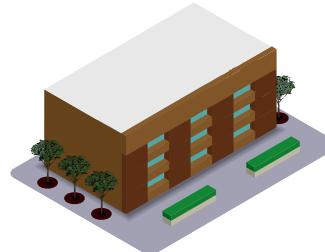
※一般消費者等とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第2項に規定する一般消費者等をいいます。

※対象者の詳細は、「第5次千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金【手引き】」にてご確認下さい。

支援の対象に  
なる方



●個別供給のお客様



●集団供給のお客様



●コミュニティーガス団地のお客様

支 援 額

1契約あたり 1,500円/月(税抜)(上限)

支 援 対 象 月

令和8年3月又は4月検針分のうち、いずれか1ヶ月

※実施月が選択可能です

申 請 期 間

令和8年2月4日(水)～3月3日(火)まで【必着】

支 援 の 流 れ



協 力 金

この事業にご協力いただいた販売事業者の方々には、協力金をお支払いします。

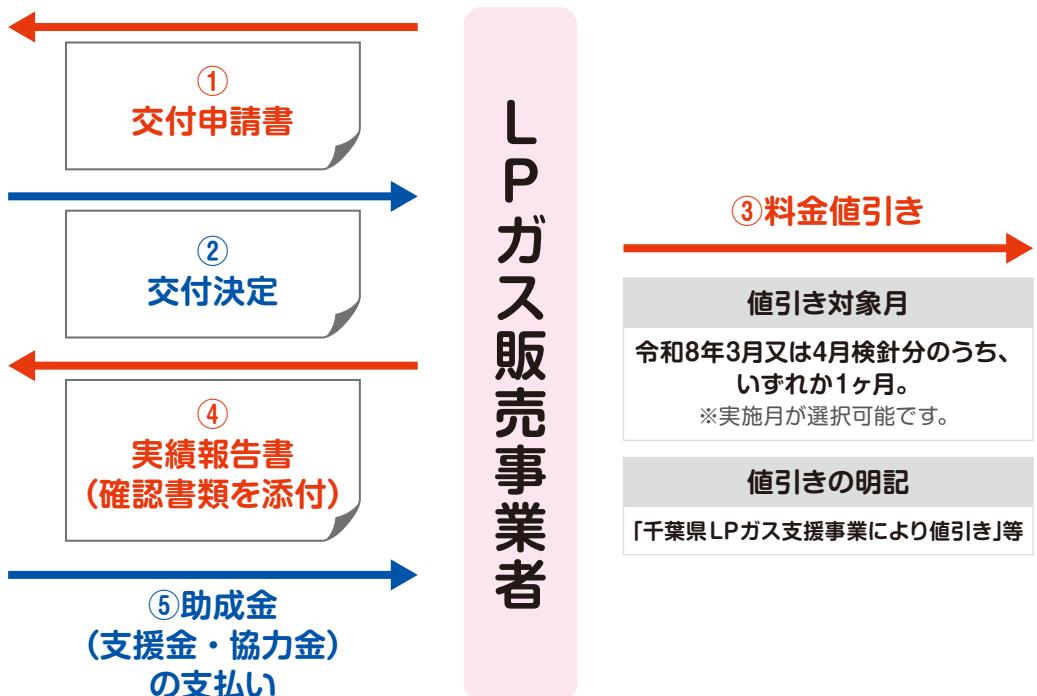
定額 97,500円

+ 一般消費者等数 × 20円



## 1 手続きの流れ

千葉県LPガス協会



## 2 ご注意ください

- 千葉県外に販売事業所がある販売事業者におかれましても、千葉県内に供給している場合は、支援の対象となります。
- 販売事業者の方々におかれましては、必ず料金値引きを行う前に交付申請書を提出し、交付決定を受けてください。
- 審査に時間を要するため、交付申請書は早めにご提出ください。
- 申請にあたっては、交付要領や手引きをご確認ください。

## 3 お問い合わせ先・提出先

公益社団法人千葉県LPガス協会  
千葉県支援事業部

千葉市中央区中央港1丁目13番1号

専用電話 → 043-306-4206

E-mail → chibalpg@chiba-shien.com



チーバくん

ご協力の程  
よろしくお願ひいたします